

鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画(県行動計画)の概要

県行動計画とは

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づく行動計画。
- 県行動計画は政府行動計画に基づき作成。
- 県行動計画には、市町村、指定地方公共機関がそれぞれ策定する市町村行動計画及び業務計画を作成する際の基準となるべき事項を記載。



国、県、市町村、指定地方公共機関等がそれぞれ連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

県行動計画の概要

I 始めに【新規】

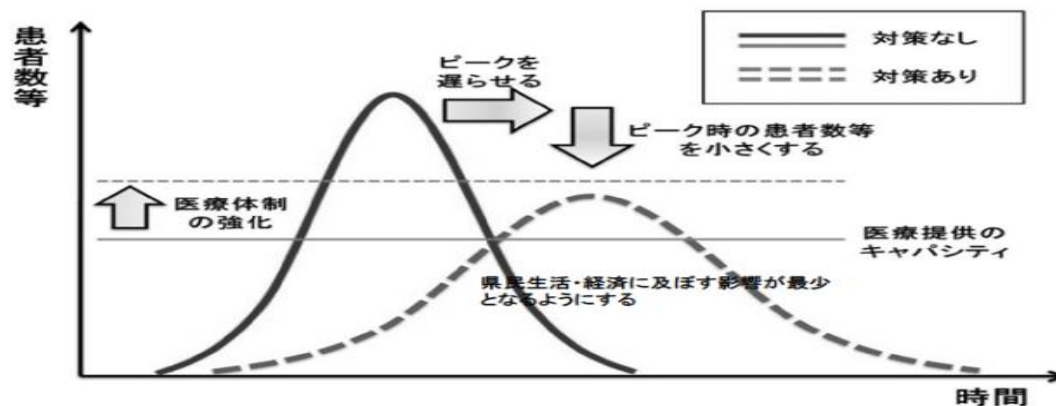
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
 - ・新型インフルエンザ及び新感染症発生時に国家の危機管理対応の必要性から平成24年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定。(法施行は平成25年4月13日)
- 県行動計画の作成
 - ・現在の県行動計画は平成18年1月に作成し、平成21年10月の一部改正を経て現在に至っている。このたび、特措法に基づく県行動計画に改正。
 - ・県行動計画の対象とする感染症を「新型インフルエンザ」及び「新感染症※」(以下「新型インフルエンザ等」という。)とする。
 - ※新感染症とは、未知の感染症で、重篤性があり、かつまん延すれば健康への重大な影響が大きいもの。特措法では、そのうち全国かつ急速なまん延のおそれのあるものが対象となる。
 - ・県計画に基づく具体的な対応については「鳥取県新型インフルエンザ対応マニュアル」等によるものとする。 ※マニュアルは今後改正予定

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

<対策の主な目的>

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

<対策の効果 概念図>



Ⅱ-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点【新規】

- 基本的人権の尊重
 - ・対策実施のため、県民の権利と自由に制限を与える場合、その制限は必要最小限とする。
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
 - ・国や市町村と相互に連携を図りつつ対策を総合的に推進。市町村からの総合調整への対応。
- 記録の作成・保存

Ⅱ-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

○政府行動計画の、現時点の科学的知見や過去のデータを参考にした発病率(全人口の25%が罹患)、致命率(中等度(アジアインフルエンザ並み)の場合は0, 53%、重度(スペインインフルエンザ並み)の場合は2, 0%)を参考に、県内の流行規模を試算。

○未知の新感染症は、被害想定が困難であり、新型インフルエンザの被害想定を参考に対策を検討・実施。【新規】

○社会影響について、県民の25%が流行期間(8週間)にピークを作り順次罹患。罹患者は1週間から10日間程度罹患、欠勤。ピーク時の欠勤割合は最大40%。【新規】

(鳥取県の被害想定)

	鳥取県	参考(全国)
罹患者数	約152,500人	約3,200万人
医療機関受診患者数	約 71,500人 ～119,200人	約1,300万人 ～2,500万人
入院患者数 (1日最大入院患者数)	約3,230人～12,200人 (480人以上)	約53万人～200万人 (10.1万人以上)
死亡者数	約810人～3,050人	約17万人～64万人

Ⅱ－５ 対策推進のための役割分担【新規】 ※従前県計画には国・県・市町村内組織の項目有り

○国の役割

・発生時の対策の実施。地方公共機関等を支援し、国全体の態勢整備を図る。その他、ワクチン、医薬品の調査・研究を実施。発生時には、基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進。

○県の役割

・特措法及び感染症法に基づく措置の主な実施主体。国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保及びまん延防止を図る。

○市町村の役割

・国の基本的対処方針に基づき、住民接種、住民の生活支援、要援護者への支援を実施。

○医療機関の役割

・全ての医療機関で院内感染対策や医療資機材の確保、診療継続計画を作成し、新型インフルエンザ等患者の診療体制を強化、発生時には医療を提供。

・感染症指定医療機関や県知事指定を受けた「帰国者・接触者外来協力医療機関」「入院協力医療機関」は新型インフルエンザ等患者を積極的に受入れ、医療を提供。

○指定地方公共機関の役割

・新型インフルエンザ等発生時において、特措法に基づき、以下対策を実施。

ガスの安定供給、旅客・貨物運送の適切な実施、医薬品等の確保、物資の配送要請への対応、医療の提供等

○登録事業者

・新型インフルエンザ等発生時において、医療の提供、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続。

○一般の事業者

・職場における感染対策の実施。一部業務縮小の検討。特に多数の者が集まる事業における感染対策の徹底。

○県民

・知識の習得、マスク着用、咳エチケット等の感染対策の実践、食料品等の備蓄。

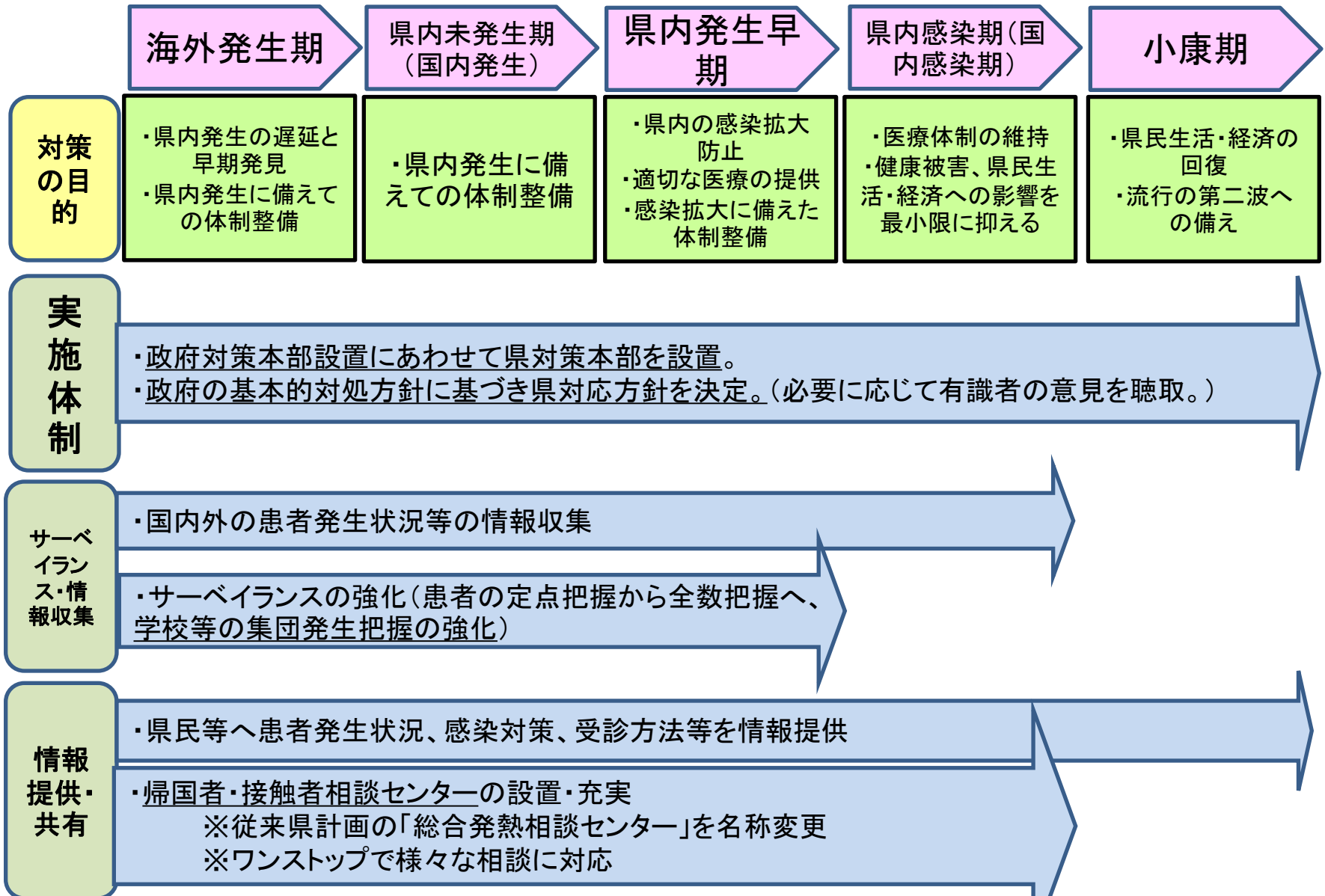
Ⅱ－７ 発生段階

発生段階	状 態	
	国	県
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期 (県内未発生期・県内発生早期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)
		(県内発生早期) 県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期 (県内未発生期・県内発生早期・県内感染期)	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

※県内感染期への移行の考え方について、従来は「入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態」として整理。

発生段階ごとの対策の概要

※対策の時期は目安であり、発生状況等に応じて柔軟に対応することとなる。



※下線が改正部分

発生段階ごとの対策の概要

※対策の時期は目安であり、発生状況等に応じて柔軟に対応することとなる。

